

上越市新規就農者空き家リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足等が課題となっている中で、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るとともに、空き家の利活用による地域の活性化及び移住定住を促進するため、市外から転入し、就農する若者等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市の区域内に存する建築物であって、現に居住その他の使用がなされていないもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）
- (2) 子育て世帯 補助金の申請日において満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子で、扶養を受けているもの又は妊娠している人が1人以上いる世帯
- (3) 中山間地域 上越市中山間地域振興基本条例（平成23年上越市条例第36号）第2条第1号に規定する区域をいう。
- (4) 就農等 独立・自営就農又は農業法人等への就業をいう。
- (5) 下水道法等供用開始区域 次のいずれかに該当する区域をいう。

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水を処理すべき区域

イ 上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号。以下「排水条例」という。）第4条の規定により公告された汚水を処理すべき区域

- (6) 農家民宿 農林水産業者が旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する営業許可を得て、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む宿泊施設をいう。
- (7) 農家レストラン 耕作又は養畜の業務を営むものが地域の農畜産物を材料として提供する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人とする。

- (1) 平成28年4月1日以後に本市に転入した満50歳未満の人（中山間地域で就農等を

している人) であつては、満 61 歳未満の人) のうち、市内で就農等をしている人で、その期間が 3 年を超えないもの

(2) 空き家 (補助金の交付を申請する日が空き家等の売買契約を締結した日から 1 年以内である空き家に限る。) を所有している人

(3) 本事業完了後、5 年以上空き家に居住し、農業に従事しようとする人

(4) 市税を完納している人

(5) リフォーム工事を実施する空き家において消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 5 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に基づき、住宅用防災警報器を設置し、又は設置しようとする人

(6) リフォーム工事を実施する空き家が下水道等供用開始区域内にある場合にあつては、当該空き家について次のいずれかに該当する人

ア 上越市下水道条例 (昭和 63 年上越市条例第 31 号。以下「下水道条例」という。) 第 2 条第 9 号又は排水条例第 2 条第 4 号に規定する排水設備 (以下「排水設備」という。) を設置していること。

イ 下水道条例第 5 条 (排水条例第 8 条において準用する場合を含む。) の規定による排水設備の計画の確認の申請中であること。

ウ この補助金の交付を受けて排水設備を設置すること。

2 前項の規定にかかわらず、リフォーム工事を実施する空き家について、次に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けた人若しくは受けようとする人又はこれらの人と当該空き家において同居する人は、補助対象者となることができない。

(1) 上越市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱 (平成 22 年 11 月 15 日実施)

(2) 上越市空き家定住促進利活用補助金交付要綱 (平成 29 年 4 月 1 日実施)

(補助対象事業等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、施工業者に発注して実施する次の各号のいずれかに該当するリフォーム工事で、該当工事に要する費用が 20 万円以上のものとする。ただし、補助対象事業のうち、本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の交付の対象となる部分を除く。

(1) 住宅 (附属する農作業所、農機具格納庫等を含む。) の一部の改築又は増築工事

(2) 外壁工事、耐震補強工事その他の住宅の耐久性を高める工事

(3) バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の住宅の安全上又は防災上必要な工事

(4) システムキッチン、床暖房等の設置工事その他の住宅の居住性を良好にするための工事

- (5) ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事その他の住宅の衛生上必要な工事
- (6) 農家民宿又は農家レストランを営むために必要な工事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるリフォーム工事は、補助対象事業としない。

- (1) 本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事
- (2) 専ら人の居住の用以外の用途に供する部分に係る工事（人の居住の用以外の用途に供する部分について、人の居住の用に供するための工事を除く。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた経費とする。

- (1) 設計に要する経費
- (2) 外構工事に要する経費
- (3) 補助対象事業の実施に伴い購入する家電製品、家具等（設置に工事を伴わないもの又は軽微な工事で設置できるものに限る。）の購入に要する経費

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、60万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助対象者の補助金の額は、同項の規定により算出した額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とし、当該額が補助対象経費を超える場合にあつては、補助対象経費の額を限度とする。

- (1) 子育て世帯に属する人 10万円
- (2) 県外から移住した人 10万円
- (3) 中山間地域に移住した人 10万円
- (4) 農家民宿又は農家レストランを開業する人 50万円

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とする。

（交付申請書の添付書類）

第7条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 独立・自営就農又は農業法人等への就業の状況を証する書類
- (2) 住民票の写し
- (3) 空き家に係る売買契約書の写し
- (4) 誓約書

- (5) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (6) 補助対象事業の実施箇所に係る施工前の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付条件)

第8条 規則第4条の規定により付する条件は、補助対象事業等を実施した空き家に5年以上居住し、農業に従事することとする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 補助対象事業の実施箇所に係る施工中及び施工後の写真
- (4) 補助対象事業が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けなければならない建築等に該当する場合にあっては確認済証の写し、それ以外の場合にあっては同法第15条第1項に規定する建築工事届で経由印が押印されたものの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(財産の処分の制限に係る規定の適用除外)

第10条 規則第12条ただし書の規定により、同条本文の規定は、適用しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。